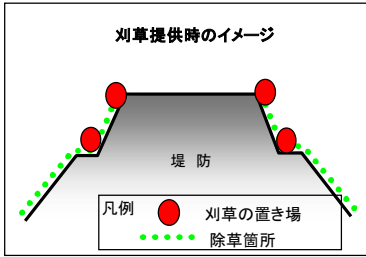


堤防の刈草を 無償提供します

【荒川・入間川・小畔川・都幾川・高麗川】

- ◆ 荒川上流河川事務所では、荒川・入間川・小畔川・都幾川・高麗川の堤防の維持管理のための堤防除草を実施しています。
- ◆ この堤防除草で発生した刈草を資源のリサイクル及びコスト縮減の観点から農家、畜産農家、酪農家などの方々に無償提供いたします。
- ◆ 刈草の無償提供を希望される方は【主な条件】1～4に同意の上【問い合わせ先】まで御連絡ください。



越辺川出張所

提供範囲

提供期間

- 1回目 4月中旬～6月中旬
- 2回目 7月中旬～8月下旬
- 3回目 9月中旬～10月上旬

【主な条件】

1. 刈草については、ロール化を荒川上流河川事務所で行います。積み運びについては、刈草の提供を受ける方の負担において実施することを基本としますが、別途ご相談をお願いします。
2. 刈草の積み運び時に河川管理施設及び許可工作物等に損傷を与えた場合は、刈草の提供を受ける方の負担において荒川上流河川事務所の指示のもとに原形に復旧していただけます。
3. 提供した刈草に異物等が混入していても荒川上流河川事務所は一切の責任を負いません。
4. 提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても荒川上流河川事務所は、一切の責任を負いません。

【その他】

各提供範囲の提供時期や、現場条件が異なりますので、詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

【お申し込み・お問い合わせ先】
 国土交通省 荒川上流河川事務所
 管理課 維持係 TEL:049-246-6364

